

**令和6年度福島12市町村移住促進施策の磨き上げ事業
業務委託仕様書（案）**

1 事業の概要

本県では、産業や生業を始めとした地域の再生の担い手を確保する点で、全国から新たな活力を呼び込むために避難地域12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村のこと。以下「12市町村」という。）における移住を促進している。

本業務では、様々な課題を抱えており、また、復興の進度もそれぞれ異なる12市町村の状況を踏まえ、移住の促進に必要な先進的な事例等を調査し、ふくしま12市町村移住支援センター（以下「センター」という。）や12市町村等と調査結果の共有を図りながら、効果的な移住施策の事業内容について検討を行う。

2 業務実施期間

契約の日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

(1) 調査及び事業化の検討

12市町村の移住促進に向け、甲及び12市町村の課題を踏まえて、次の①～③について調査を行った後、その結果を踏まえ事業化の可能性を検討すること。調査及び検討の結果については、12市町村及びセンターに対し、情報共有を図ること。

なお、業務の実施に当たっては、業務遂行に必要な事項について甲と協議の上、決定すること。

① 子育て・教育

12市町村における移住者向け子育て支援のニーズや現状の施策を整理するとともに、移住者を対象とした子育てや教育に係る施策やコミュニティ形成等の先進的な取組を全国規模で調査し、12市町村においても効果的に実施することが可能だと見込まれる事業内容の検討を行う。

② 起業・開業

12市町村において不足又はこれから求められるサービスや事業等のニーズを整理するとともに、それらのニーズに係る情報発信のほか、起業の具体的なイメージを持つ方や地方での起業に関心がある方をはじめとした起業関

心層の母集団形成に向けた先進的な取組を全国規模で調査し、12市町村においても効果的に実施することが可能な事業内容の検討を行う。

③ 定着支援・転出防止

12市町村における現状の施策を整理するとともに、住宅・仕事以外の魅力的な余暇環境（＝その地域で暮らすことの楽しみ）の発掘や情報発信に加え、先輩移住者との交流を通じた地域内での横の繋がり創出など、移住者を孤立させないための先進的な取組を全国規模で調査し、避難地域においても効果的に実施することが可能な事業内容の検討を行う。

(2) 12市町村職員等を対象とした研修の実施

12市町村職員等に対して、研修を実施すること

（研修に関する参加者の旅費・交通費等については、参加者の負担とし委託料には含めない）。

なお、研修の内容、実施する時期と回数については、事前に甲と協議を行うこと。

(3) センター事業への提言

センターの事業内容の成果等を分析し、令和7年度に実施すべき事業の提言をまとめ、令和6年8月30日（金）までに甲に提出すること。

なお、業務の実施に当たっては、業務遂行に必要な事項について甲と協議の上、決定すること。

(4) その他付随する業務

その他、調査結果についてセンターが実施する業務への反映を検討し、必要に応じて業務支援や関係機関との連携支援を行う。

なお、具体的な業務は甲との協議の上、決定すること。

(5) 業務進捗状況報告

対面またはオンラインにより月1回以上、業務の進捗状況等について、甲に報告すること。

(6) 報告書の作成

乙は、成果品として、事業終了日までに事業報告書を2部作成し、データと共に甲に提出すること。

4 実施体制

(1) 乙は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えることとし、業務実施計画書及び実施体制図を甲に提出すること。

(2) 乙は、本委託業務全体に関して主たる責任者を定め、甲との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

5 その他留意事項

- (1) 業務の遂行に必要な費用は、全て委託料に含めることとし、乙が負担すること。
- (2) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、甲に帰属するものとする。
- (3) 乙は、業務遂行に当たり甲と協議し、適時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。
- (4) 乙は、仕様書に疑義が生じたとき、あるいは仕様書に規定していない事項で必要のある場合は、甲と速やかに協議の上、その指示に従うこと。
- (5) 乙は、本業務に係る会計検査院の検査が実施される場合には、甲に協力しなければならない。
- (6) 本業務に関連し、乙の故意又は過失など乙の責により、甲に損害が生じた場合は、乙は甲に対してその損害を賠償しなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認め

たときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。